

第 4023 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2010年)平成22年 6月22日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

住宅取得等資金の贈与税の非課税

Q：住宅取得資金を親からもらった場合の非課税の金額が今年から変更になっていると聞きました。どのようになったのですか？

A：今年度は1,500万円、来年度は1,000万円が非課税となっています。

【解説】

住宅取得等資金の贈与とは、父母や祖父母などの直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築もしくは取得又は増改築等のための金銭（住宅取得等資金）を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、一定の金銭まで非課税とされる制度です。これまではこの限度額が500万円だったのですが、改正により、平成22年度は1,500万円まで、そして平成23年度は1,000万円までとなりました。

非課税を受けるためのポイントは、次の点です。

- ① 受贈者の要件
 - ・贈与を受けた年の1月1日において、20歳以上であること
 - ・贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円以下であること
 - ・贈与を受けた時に日本国籍を有していること
- ② 期限内申告
この規定を受ける場合には、期限内申告をしなければなりません。
- ③ 他の控除額との関係
暦年課税における110万円の非課税規定、又は相続時精算課税との併用が認められます。

